

令和6年第2回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (6月11日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
教育次長の発言	6
議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	6
議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について	12
議案第3号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第4号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)	20
議案第5号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	66
議案第6号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)	68
議案第7号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)	71
閉会の宣告	80
署名	81

令和6年第2回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 5 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 6 月 1 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 6 月 1 1 日 午 後 3 時 5 2 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	早川ケン子	副委員長	畠山和英
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	主幹兼事務局長補佐	佐々木剛
	主査	石垣直美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	総務課長	三上義重	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	應家義政	町民課長	佐藤哲也
	健康推進課長	三浦政宏	経済観光交流課長	佐々木修二
	農林水産課長	佐々木忠明	地域整備課長	日吉理
	上下水道課長	山岸知成	消防防災課長	山崎幸助
	危機管理課長	佐々木章	教育次長	三上訓一
	その他の関係職員			
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和6年第2回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和6年6月11日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

- (1) 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第3号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第4号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第5号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第6号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第7号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、9番、早川ケン子委員を指名します。

引き続き委員長を務めさせていただきます。

◎委員長の挨拶

○委員長（早川ケン子君） 本日の委員会は、条例改正3件、補正予算が4件でございます。慎重審議のほど、また審査の進行について特段のご協力をお願いします。

◎副委員長の互選

○委員長（早川ケン子君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、4番、畠山和英委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。暑いときは、上着を脱いで結構です。

◎教育次長の発言

○委員長（早川ケン子君） これより審査に入ります。

ここで、三上教育次長から発言の申出がありますので、これを許可します。

三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 皆さん、おはようございます。私のほうから報告させていただきます。

今年4月の県職員の定期人事異動で、当町所属の指導主事に変更がありましたので、本日紹介させていただきます。

前柴田良輔から、この4月からは永沼竜次指導主事に変更となっておりますので、今日は本人からの自己紹介という形で紹介させていただきます。

○教育指導室指導主事（永沼竜次君） 皆さん、おはようございます。4月よりお世話になっております永沼竜次と申します。前職は、陸前高田市教育委員会で指導主事として務めておりました。その前は、宮古の千徳小学校で小学校の教員として勤務していました。

4月から2か月、今働いているところなのですが、岩泉の子供たちと一緒に仕事できることを本当に幸せに感じております。岩泉の教育がますます発展できるように力を尽くしてまいりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○教育次長（三上訓一君） ありがとうございます。教育委員会事務局に来ましたら、永沼がおりますので、声をかけていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（早川ケン子君） 職員紹介を終わります。

◎議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（早川ケン子君） 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。本定例会最終日となりますが、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第1号の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

本条例は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する法律、略称あるいは通称で番号法、番号利用法、マイナンバー法とよく言われますが、その法律が改正されまして、この法律の別表第2というものが廃止されました。その内容を全て主務省令、これは所管する各省の省令になりますが、主務省令で定められることとなったものでございます。それに伴いまして、本町におきましても条文の整理を行うため、改正をしようとするものでございます。

まず初めに、国の法律の改正の趣旨についてご説明申し上げます。これまで、国の法律の別表第1に個人番号を利用する事務の範囲を規定しておりました。別表第2に、個人番号に係る個人情報について、他団体や他機関と相互に個人情報が提供できる事務の範囲を規定してございました。今回は、その別表第2の他団体や他機関と相互に個人情報が提供できる事務の範囲につきまして、これまで新たに事務が追加になったり、廃止があるたびに、その都度法改正が必要となりましたが、この別表第2の内容を、先ほど申し上げましたが、主務省令、所管の各省の省令に移すことで、より柔軟でスピーディーな事務の改廃が可能となるものでございます。

次に、そのことによりまして、本条例の改正の趣旨についてでございます。条例では、これまで法律の別表第2の他団体と情報連携できる範囲を引用することで、個人番号にひもづいた個人情報について、同一機関内で相互に個人情報が提供できるよう規定してきたものであります。しかしながら、今般の法改正によりまして別表第2が廃止され、

引用することができなくなることから、改めて別表第2の内容が移された主務省令の内容を引用する形で条文の整理をしようとするものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧願います。まず、第2条第6号及び第7号に、それぞれ廃止される法別表第2に掲げるものについての読替えのために置かれた用語である特定個人番号利用事務、利用特定個人情報に関する定義を追加しております。

次に、第3条では、法律の内容に合わせて、廃止される法別表第2を指す文言を主務省令を指す文言に置き換え、併せて所要の整備を図るものとなっております。

最後に、2ページにお戻り願います。附則にて施行期日を規定しておりまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言をするよう、またマイクを持って発言するようご協力願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いいたします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） この議案に対しては何も言うことはございませんが、関連で、今マイナンバーカード、これをマイナ保険証に国では移行しようとしております。そこで、保険証に移行するに当たっては、マイナンバーカードの取得が必要であります。現在本町のカードの取得率をお伺いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

令和6年5月末時点の数字でございますけれども、本町のマイナンバーカードの取得

率は76.6%となっております。岩手県としましては78.9%、そして全国では79.4%という取得になっておりますので、本町はやや平均よりは低いというような取得の状況となっております。

○委員長（早川ケン子君） 13番、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） それで、国では今年いっぱいマイナ保険証への移行に取り組んでいるわけですが、残りの24%何がしをどのようにして取得させていくお考えか、お伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤哲也町民課長、どうぞ。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、本町におきましては76.6%のカードの取得率でございます。健康保険証につきましては、本町におきましては国民健康保険及び後期高齢者医療保険のほうの保険証につきましては、現在の有効期限が本年7月31日となっております。8月1日付の新しい保険証を交付しまして、1年間の有効期間として交付させていただきます。このことにより、保険証を受け取った皆さんは、来年の7月31日までは現行の保険証が使えるという形になります。その後、マイナンバーカードをもって保険証としてご利用いただくということになっていきますけれども、そういったときに76.6%の中でも、やはり保険証の資格とひもづけていない方もありますので、さらには取得されていない方もありますので、そういった被保険者の皆様に対しては、健康保険の資格確認書という証書のほうを、マイナンバーカードをもって保険証利用できない方々には交付するところ、今国から示された手順というふうなことになっております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 行政手続に係る条例なわけですが、一般の町民の方がこの条例改正に基づいて気をつけなければならないこと、もしくは勘違いしていたり、あとは携帯していないために行政手続を取れないというふうなことの想定されることは検討されているかどうかお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回の条例の改正につきましては、別表の第2というのが大体60項目ぐらいありまして、それが国と県と、あと市町村であります。市町村分は10項

目ぐらいで、あるいはこの表の中に入っているのは障害者関係とか、あと災害救助法の関係とかの部分になってございまして、それが主務省令、先ほど申し上げましたように、所管の各省からの省令の通知に基づいて改正が行われてきますので、それでスピーディーに改正が行われるというものでございまして、町民の方々に対しましての影響というものはずなくて、国、県、市町村での取扱いの分がよりスムーズになったもののご理解いただければと思います。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今回の特定個人番号から、いわゆる利用特定番号というふうに変ったというふうに聞いて、その範囲も広がったように説明の中で聞いたのですが、こういう今回利用すべき番号というのは具体的にはどういうことが事案として想定されるのか、一、二例があったら説明をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回条例のほうで、6号、7号に特定個人番号利用事務、あるいは利用特定個人情報ということで、条例のほう追加になっていますが、これはマイナンバーのことでございまして、制度が大きく変わったものではございませんので、その取扱いが変わった分でございます。ですので、マイナンバーに附帯する、例えば住民の情報がございしますが、今まではマイナンバーを利用できるのはこれですよというのが別表第1にありました。その利用できる情報を相互に使う範囲、国と県、市町村、あるいは他市町村とのできる範囲を示しているのが第2表のほうでございます。情報自体は変わりませんので、その取扱いの分を国の法律で定めていたものを、今度は省令で定めることで新たな事務が改正で、こんな事務を今度個人番号を使ったり、あとは利用範囲を拡大できますよという部分になりますので、大本の部分は変わってございませぬということでございますが、よろしいでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） はい、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） それで、なかなかこのマイナンバーカードでも理解がしづらい部分があるのですが、もう少し踏み込んで、こういう場合にはこの法律が該当するのだよというような、何か分かるような例があれば示していただきたい。いかがですか。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 例えば、例としましては、先ほど申し上げた元別表第1、別表第2がなくなったので、別表というものになった国の法律の部分では、厚生労働大臣が行います健康保険法に関する事務、あるいは都道府県であれば災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務、市町村で言いますと障害児の通所の給付費、あるいは保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務というものがマイナンバーを使ってできますよという、法の別表第1、今は別表になったものでございます。

別表第2、国のほうの法律で各省の省令に移ったものというもので例を挙げれば、市町村の分でいけば障害者サービス、あるいは施設等への入所措置、そういったものの例が挙がってきます。ですので、障害者関係の申請とか、そういったもので今まで添付書類を、住民票なり、いろいろそろえて申請しなければならなかったものが、マイナンバーにより情報管理されていますので、そちらのほうを使うことで、そういった申請する方は添付する書類が簡素になったといいますか、簡単にできるようになったということですので、そこをご理解いただければと思います。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連します。ということで、役所関係でいけば、国の法律であり、省令であり、条例でありというふうに、その用務が移行したということはお分かりかと思うのですが、住民にとってみれば、その部分よりも、今12番が言ったように、どう住民は接していけばいいのかというのが先に立つと思うので、何とかその移行に慣れるまでの間、町民の方々には丁寧な説明、もしくはマイナンバーカードは行政の手続なんかをする場合に常に携帯していなければならないということは共有しておく必要があると思いますが、そういうことではございませんか。お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 先ほども申し上げましたとおり、今回の改正によりまして住民の方々が申請する部分が何か変わったということではございませんので、上のほうでの国と県と市町村のやり取りの分が、今までのその基になる法律の根拠が省令に変わったということで、マイナンバーを使った新たな事務が増えたときに、改正を一々国のほうでしなくてもいいと、省令に基づいてやるということになりますので、特に住民の方々

には本当に何も、手続的には変わることはございません。今回国が、話をしていますと
おり、マイナンバーカード自体がある程度、行政手続、住民の方々が申請する分、その
際に幾らかでも添付する書類が簡単になればという部分でも進められておりますので、
その辺の手続等は何ら今までと変わりが無いことをご理解いただければと思います。

○委員長（早川ケン子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えをお願いします。

◎議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給
付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部
を改正する条例について

○委員長（早川ケン子君） 議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医
療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを
議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身
障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
についてご説明いたします。

今回の条例改正は、当町の子育て支援策のさらなる充実化を図る観点から、高校3年生の年齢帯となる18歳までの子供と妊産婦の医療費に係る受給者負担を8月の受診分から無償化にするため、それぞれの医療費給付に関連する岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例と岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の2件の条例を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容についてご説明いたします。4ページをお開きください。初めに、岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部改正でございます。第5条第2項第1号中、「出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある」を「子ども又は妊産婦である」に改めます。

なお、子供の定義につきましては、当該条例の第2条において、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と規定されており、この部分で現在3歳までとしている受給者負担の無償化を18歳に引き上げようとするものであります。

次に、第5条第2項第2号につきましては、受給者負担の無償化の条件として、アからウに掲げる者の市町村民税が非課税である場合と定めておりますが、このアからウ全てを削り、「次に掲げる者が、」を「受給者が重度心身障がい者であつて、かつ、本人、配偶者及び扶養義務者が」に改めます。これにより、子供と妊産婦につきましては、市町村民税が非課税であることの条件を外し、課税世帯であっても無償化とするものであります。

次に、第10条中、受給者の括弧書きの部分でございます。「出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「子ども」に改めます。

第10条第2項及び第3項中につきましても、同じく「子ども」に改めます。

次に、岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部改正です。第3条中、「この条例による医療費の給付を受けることができる者」の後に「(以下「受給者」という。)」を加えます。

次に、第3条第2号中、「児童」の後に「(前号に規定する児童に限る。)」を加えます。

次に、第4条第2項第1号中、「児童が3歳に達する日の月の末日までの間にある」を「受給者が児童である」に改めます。

なお、当該条例に規定する受給者につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に

規定される定義を準用しているため、児童という用語を使用しており、児童の定義につきましては、当該条例の第3条第1号の規定におきまして、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者として定義されているものでありますので、よろしくお願いたします。

なお、7ページのほうには、今回の条例改正に伴いまして、現行の制度から8月1日改正後の内容を新旧対照の形でお示ししております。上段から2行目、受給者の窓口支払額、こちらのほうが、現行、外来1,500円、入院5,000円、さらには住民税の非課税世帯であって3歳未満、自己負担なしから、条件が外れて、自己負担はなしという形になってまいります。さらには、一番下段の部分では、受給者証、こちらのほうには現在の自己負担額のほうが記載になったものを交付させていただいておりますが、自己負担額の欄には「自己負担なし」と記載されたものを新たに交付する予定としております。

1ページにお戻りください。附則の部分で、施行期日につきましては令和6年8月1日からとしております。

以上で、議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 単純なことですが、8月1日からということですから、ずっと治療を続けていたり通院していて、7月に入院したりなんかした場合でも、8月1日の治療費から、そこからは無償化になるのかどうかというのをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） そのとおりでございます。8月の受診分からは無償化になりますので、例えば継続されている方につきましても、7月診療分までは自己負担が発生しますが、8月1日以降の受診分からは無償化という形となります。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 広報についてお伺いしますが、どのように周知なさるところでし

ようか。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） こちらの広報につきましては、まず全体的な広報としましては、7月1日号の町広報をもって無償化のお知らせをしまいたいと思います。さらには、本医療費助成の対象者、全体で約700名でございますが、その方々に対して新たな受給者証を交付する際には個別の通知も予定しておりますのでございます。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 本町では、例えば地域おこし協力隊ですとか、移住、定住といったようなことにも積極的に取り組んでいて、そういった外からいらっしゃる方々にとってもメリットになることかなとは思いますが、そういった外部へ向けての発信が、担当課のmatterかどうかということはあると思いますが、どのようなお考えがあるのか、あればお聞かせください。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 本条例の制定趣旨のところでも申し上げましたとおり、子育て支援のさらなる充実化であるということで、本町としまして、そういう子育て環境の充実化に取り組んでいる一端で、子育て支援全体をまとめたパンフレットですとか、そういったものも作成しておりますので、そういった部分にも付け加えていくことと、情報発信のほうは政策推進課なりとも協力をしながら、町外にも広く発信をしていきたいというふうに思うところです。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 地域おこし協力隊の募集をする際にも、こういった子育て支援があるのかといったようなことは織り込んだほうが、誘客といいますか、さらなる誘致というか、呼び込みにつながっていくと思いますので、例えば移住支援金ですとか、事業がそれぞれ単独ではやられているのですが、最終的に交流人口の拡大ですとか、移住、定住ですとか、そういったところで集約されていないことが非常に残念だなというふうに思っています。同じことをやるのであれば、どこまでの視野でまとめるのかというように少し政策推進課を中心に考慮していただいて、全ての施策が福祉向上ということは、外からいらっしゃる方々にとってもメリットのあることなはずなので、そ

のようにお考えいただければなというこで意見をして終わります。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 関連で、県内の市町村において、この無償化になっている数を、把握されていればお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 今回岩泉町のほうで実施をしようとしている医療費の無償化につきましては、県内33市町村中、無償化として実施している市町村は既に22市町村ございます。22になります。さらには、現行までが外来1,500円、入院が5,000円という基準でございましたけれども、無償化までもいかず、その金額をやや下げている市町村が9市町村となっておりまして、岩泉町が無償化を実施することによりまして、先ほど申し上げた22にプラス1つとなりますことから23、そして1市町村、ちょっと情報が不確定ではございますが、現行制度のままというところが1か所あるという状況にございます。

○委員長（早川ケン子君） あとございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えを行います。

◎議案第3号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受け

ない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する
条例について

○委員長（早川ケン子君） 議案第3号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） それでは、議案第3号 岩泉町道路占用料徴収条例及び道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、本条例の引用法令であります道路法施行令が令和4年12月に改正され、国道の占用料の金額が見直されたものでございます。これに伴いまして、岩手県におきましても、県内の地価などの実態を反映させた占用料として同様の改正がされたところでございます。本町におきましても、岩手県の占用料に準じて改正を行っておりますことから、今回も同様に占用料の額の見直しを行うものでございます。

それでは、10ページの参考資料、新旧対照表を御覧願います。今回の一部改正は、占用料の額の改正となっております。別表（第2条関係）の占用物件、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種の電柱でございますけれども、現行では1本につき1年470円の占用料が、改正後は550円となります。以下、電柱等の占用物件等の占用の額が15ページにわたりまして改正されるものとなっております。

また、15ページから20ページまでが道路法等の適用を受けない公共用財産に係る新旧対照表となっております。道路占用料と同様に改正するものとなりまして、道路法等の適用を受けない公共用財産、いわゆる赤線と言われるようなものとなっております。

9ページにお戻りを願います。附則といたしまして、この条例の施行期日は令和6年7月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） この道路の占用ですけれども、今大体どの程度の件数があって、どの程度の収入と申しますか、ありますでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 件数はちょっと、数字とすれば、電柱の本数等は押さえておりません。申し訳ありません。

金額につきましては、昨年度末までで223万円程度というものになっておりました。この改正によりまして、262万円ぐらいまでというふうな増額を見込んでおりまして、約40万円弱の増額を見込んでおります。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 一緒に聞けばよかったですでしょうか、公共用財産以外というか、赤線と言いましたか、あと青線もあるのでしょうか。それについては、どの程度になっていますか。

○委員長（早川ケン子君） 日吉地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） ちょっと数字押さえておりませんでしたので、お時間いただければすぐ調べてまいりますので、すみません、お時間いただければと思います。

○委員長（早川ケン子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決……

〔「議事進行について」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） はい。

○委員（三田地泰正君） 質疑はまだ終わっていないので、答弁保留のままとか、何かつけてもらわなければ、まだ終わっていないと私は解釈しているのですが、よろしいです

か。

○委員長（早川ケン子君） 大変失礼しました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時48分）

○委員長（早川ケン子君） 休憩前に引き続き審査を行います。条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

日吉地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 大変お時間取らせて申し訳ありませんでした。

道路法の適用を受けない部分の調定ですけれども、令和5年度末で73万円になっております。改定によりまして、15万円程度の増額というふうなことが見込まれております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

ここで換気のため11時まで休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

○委員長（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第4号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）

○委員長（早川ケン子君） 議案第4号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第4号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当を支給するための予算を計上したほか、デフレ脱却のための総合的経済対策における物価高への支援、国及び県の補助事業の交付決定等に伴うものなど、早期の対応を要する事業につきまして追加の予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。13ページを御覧願いたいと存じます。別冊のつづりとしてお配りしております令和6年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長からの説明がございまして、ここではそれ以外のその他の主な補正予算項目をご説明させていただきます。

2款1項12目小川地区複合施設整備事業費、12節、監理委託料で50万円、14節、小川地区複合施設整備工事で6,500万円を追加しております。これは、資材価格、労務費の大幅な上昇等の影響により増額をお願いするものでございます。

次のページ、14ページを御覧願います。3款1項1目社会福祉総務費、18節に非課税化給付金2,000万円、均等割のみ課税化給付金2,000万円をそれぞれ追加しております。これは、令和6年度、本年度に新たに非課税、均等割のみ課税となった世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

次のページ、15ページを御覧願います。3款2項1目児童福祉総務費、18節に低所得子育て世帯支援給付金200万円を追加しております。これは、令和6年度、本年度に新たに非課税、均等割のみ課税となった世帯の子供さん、1人当たり5万円を給付するものでございます。

次のページ、16ページを御覧願います。4款1項2目予防費、12節に新型コロナウイ

ルスワクチン予防接種委託料3,469万8,000円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症が令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置づけられたことから、定期接種として実施するものでございます。

次のページ、17ページを御覧願います。5款2項2目林業振興費、7節に有害鳥獣捕獲等報償費1,920万円を追加しています。これは、ニホンジカの増加により捕獲頭数の増加が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページにお戻り願います。14款2項1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,756万9,000円を計上しております。これは、デフレ完全脱却のための総合的経済対策における低所得者支援助及び定額減税補足給付金に係る事業費分を予算化するものでございます。

次の10ページを御覧願います。15款2項1目総務費県補助金で、地域経営推進費事業1,071万5,000円を計上しております。これは、県に申請を行っていましたが5事業につきまして、補助金の交付が決定となりましたので、予算化するものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。20款4項4目雑入で、新型コロナウイルスワクチン接種助成金2,083万3,000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の定期接種移行期におけるワクチン確保に対する激変緩和措置として行われる助成金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、債務負担行為補正、地方債補正をご説明申し上げます。5ページにお戻り願います。第2表、債務負担行為補正でございます。戸籍システム標準化・共通化事業を新たに追加しまして、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,084万6,000円とするものでございます。

また、小川地区複合施設整備事業につきましては、限度額を9億7,410万円とするものでございます。

次のページ、6ページを御覧願います。第3表、地方債補正でございます。2つの起債の種別について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億2,080万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。12ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に入ります。質疑はありませんか。

4番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 25節に台湾の見舞金があります。この内容につきましてご説明をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） こちらの50万円の見舞金につきましては、本年4月に発生しました台湾の花蓮県付近を震源とする地震への災害見舞金として送るものでございます。今回、近隣の市町村の状況も鑑みまして50万円としたものでございます。

当町といたしましては、盛岡市が花蓮市との友好都市協定を提携しておりますけれども、当町も盛岡・八幡平の観光推進協議会のメンバーとなっているということもありましたし、東日本大震災での多大なるお見舞いをいただいているということから、50万円を災害見舞金として送りたいというふうに考えているものでございます。

○委員長（早川ケン子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これで1目を終わります。

3目財政管理費、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

5目財産管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで5目を終わります。

6目企画費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、新規事業についてご説明申し上げたいと思います。

令和6年度補正予算新規事業等概要書の2ページになります。事業名が再生可能エネルギー導入可能性調査事業となります。目的でございますが、公共施設への太陽光発電設備の導入の検討、それから小水力発電の導入候補地の選定を行います。これによりまして、再生可能エネルギーの導入の推進を図るとしております。

事業の内容でございますが、事業概要につきましては今の目的と同様でございます。

調査概要は、1つ、太陽光発電設備の導入検討、2番で小水力発電導入可能性調査、3番目に再生可能エネルギー導入効果の分析及び事業採算性評価となっております。

事業費が1,331万円。

スケジュールにつきましては、この調査は7月から来年の1月までを予定しております。

事業費につきましては1,331万円で、うち国庫補助金が800万円を考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

6目企画費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 今の再生可能エネルギーについてお伺いします。

委託となっておりますが、委託先については候補がありますか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（早川ケン子君） 竹花室長。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） 委託先については、プロポーザルで選定する予定としております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） もう一点ですが、公共施設の太陽光発電は、庁舎をはじめ学校施設とか、各施設に設置をしています。相当の効果があると思いますが、その設置してある施設の設置前と設置後における発電量なり、経費の節減というか、こういうのを総括して、データとして取ってあるのかどうかはいかがですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（早川ケン子君） 竹花室長。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） すみません。発電量は押さえておりますが、経費関係についてはちょっと押さえておりませんでした。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 特に太陽光の場合は、天候とか地域によって全然違うと思いますが、これを一番最初につけるときに、私も質問したときに、やってみなければ分からないという答弁をいただいたのです。ですので、何年か経過していますので、そういうのをやってみた結果でもありますので、せっかくこれからも導入していこうという施策の一つでもありますので、ぜひデータの把握は、すぐにではなくてもいいですが、気にかけて積み重ねておいていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今のデータ等の話でございますけれども、学校等も当時、公共施設で載せられるところには全部載せて、それで電気を発電して、そして賄ったりという、そういった整理はしてあります。今回、さらに公共施設に載せたときの事業採算性、こういったのも含めて調査することにしております。そうすれば、実際のぐらい出て、それをどういうふうに発電してやったときに、イニシャルコスト、ランニングコストを含めどういったことになるかというのも今回見ますので、併せてこれまでのデータについてもかき集めまして、その辺もできる限りちょっと精査してみたいと思います。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地久志委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 今の再生可能エネルギーなのですが、今の課長の答弁で分かっ

たのですけれども、売電も考え、あるいは自分のところで使う場合も考える。ただ、蓄電池がいまいちよくなってきていない中で、その辺について、さらに太陽光については余計難しいところがあるのではないかなと。水力だったらずっと回っているから、電気はずっと供給できるのだろうけれども、太陽光発電の場合は、その辺かなり吟味していかないといけないと思うのですが、その辺については提案を待っているのか、それとも自分たちでも調べてあるのかというところはどうでしょうか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（早川ケン子君） 竹花室長、どうぞ。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） 今回の調査におきまして、施設の電力使用量、それから蓄電池の導入も考慮してシミュレーションを行う予定としておりますので、その結果を参考にしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 電力が高くなってきている中で、自前でエネルギーが完全供給できればいいのだろうけれども、なかなかそれも難しいと。やってみて調査するのは大賛成なのでございますが、太陽光だけはちょっと、私は賛成できかねるので、できたら水力だとか風力だとかという、もし自前でやれるのであれば、そっちのほうにシフトしたほうがいいのではないかなという私の意見でございます。課長、答弁があったら。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 再生可能エネルギーにつきましては、やっぱり岩泉にあるポテンシャルを生かすというところで、水力はこの調査の中でもやるのですけれども、河川がかなりたくさんありますので、それを調査して可能性のあるところをピックアップしていきたいと。

あと風力もあります。これは、かなり投資額が大規模ですので、なかなか自前のという大規模なのは無理だと思うのですけれども、マイクロのような形は今後も出てくると思います。

太陽光についても、ちょっと日照の関係で言えば、冬が長かったり、山に囲まれているというところもありますので、なかなかこれを全体にというのは難しいと思うので、

補完的な部分で。それで、公共施設を今回メインでまずやりますけれども、そのほか個人でやるということになれば、それはそれで今回の中でもいろいろ検討はしていきたいと考えております。

自主電源としては、やはり今委員おっしゃったように、水力というのはかなり、一番メインになってくるのではないかなとは思っております。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） バイオマス、木質、あと廃棄物とあると思うのですが、そういったところのご研究は、今回この調査事業で対象になるかならないかお答えください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（早川ケン子君） 竹花室長、どうぞ。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） 今回の調査メニューのほうにはちょっと、バイオマスのほうは入っておりません。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 再生可能エネルギーに取り組むという全体感の中では、対象になり得るのか、それとも除外しているのか、お答えください。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 再生可能エネルギーの推進計画の中では、いろんなエネルギーを盛り込んでいまして、バイオマス、これも当然入っております。これについては、家畜ふん尿であったり、木質であったり、様々ありますので、これは研究しますし、実施に向けて取り組んでまいりたいと。

今回のこの導入可能性調査の部分については、補助事業を導入しておりますけれども、その中でのメニューとして、これを今回先行してやりたいということでございます。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） いずれにいたしましても、再生可能エネルギー、例えば廃校舎を活用したい事業者もこれから出てくるのかなと思ったりもするのですが、そういった方々に対して、例えば運営経費が圧縮できますといったようなメリットにもなるのだろうかというふうに思います。初期投資の分をどう処理するのかといったような課題はあるか

と思うのですが、先ほど子育ての分でも申し上げましたけれども、地域にいる人たちが豊かに暮らせるということが、イコール外から来たいと思える人たちへのメリット、広報にもなっていくのだというふうに思いますので、そういった配慮をしながら事業を進めていただきたいという願いをして終わります。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 太陽光発電、これも私は別に反対ではございませんが、考えておかなければならないのが、太陽光発電はガラス繊維みたいな繊維を使っているのではないかという情報が流れているわけなのです。これが耐用年数を過ぎた場合、処理が大変になってくるのではないかという情報が最近耳に入ってきました。そこら辺も考慮して進めているのか、ご答弁をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 竹花室長。

○委員長（早川ケン子君） 竹花室長、どうぞ。

○環境エネルギー室長（竹花 淳君） 今回の調査におきましては、その辺の情報も業者の方からいただきながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 違う話なのですが、項目がちょっとないものですから、三陸鉄道の事業のことでお尋ねしたいと思います。

ずっと3月から報道で、それこそ赤字幅が拡大してきていると。沿線の各市町村には、ずっと今までも拠出してもらって運営してきていると。三陸鉄道さんそのものが、沿線住民がどんどん、どんどんいなくなっていく中で、どういうふうに考えて、これから事業を進めていこうとしているのか。開示できる部分だけでもいいのですが、将来的にもまだまだこれから岩泉町としてもお金を出していかなければならないのであれば、ちょっと考えなければならない時期に来ているのかなと。いわゆる運賃から何から見直しというような取締役会での話も出ているのかどうなのかというところが、もし回答できればお願いしたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三陸鉄道につきましては常日頃、取締役、町長でございますので、取締役会のほうもありますし、あとは我々担当課長のレベルでも、沿岸の12市町村でいろいろ協議しております。

三陸鉄道は、今新聞報道でもありますように、過去最大の赤字というようなことになっております。これまでも赤字では来たのですけれども、そこに県、各市町村で補填をして、それで何とか賄ってきたものが、ここに来て3年連続、それをやっても赤字という状況です。この先の見通しとしても、今出されておりますのが、やはりインフラが老朽化してきて、いろんな枕木であったり、鉄道に係る通信設備であったり、これのメンテナンス、大規模修繕、これがこれからどんどん出てくるということで、今後もそういった状況は改善していかないだろうということで、今いろいろ協議をしておりますのが、やはり人口減少によって高校生とか、そういった定期の収入というのがないということで、これはもう増える見込みがない。その中で、ではインバウンドを含め旅行客、あと沿線の方々に乗ってもらうという策をこれまでもいろいろ打ってはきているのですけれども、なかなかそれが思ったように増えていかないというような状況です。

今年度、三鉄が開業して40年ということで、いろんなイベントを組んでやっていくということにはなっておりました。その中で、いずれもう聖域を設けなくて、何でもやていきたいと思います。人件費も削ったり、あといろんなものについても節約をしたり。その中でも、燃料が高騰している中で、なかなか四苦八苦しているというような状況です。

我々のほうも、またもしかしたら、その支援という形では何らかの形が出る可能性がありますけれども、今鉄道の料金、こちらのほうについては、いろんな議論をこれからしていかなければならないという部分もあるかと思いますが、今まだその段階の土俵に乗ってきているというところではないのですけれども、また今週もそういった会議もあります。あと、今年は専門家を招聘しまして、いろんなアドバイスをもらったり、研究をしましょうということになって、それを1年がかりでやることになっておりますので、その中でもいろんな話は料金も含め出てくるかと思っておりますので、継続して我々も考えていきたいと思っておりました。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 今まで出したお金がどうのこうのという話をするつもりはない

のです。議会でも認めて、もうやってきたことなので。これからどうするかというところを真剣に岩泉町議会でも、そういう発言があったことを、みんなが心配しているのだと。真剣にやっているのでしょうけれども、もっと住民も巻き込んだ形で、昔のように盛り上がったものをつくっていかないと、情報発信が、一つの企業として、あるいは県でもやっているのだらうけれども、ちょっと足りないのかなという気がします。そこら辺も含めて、ぜひ担当課長として、そういう意見があったことを伝えてもらえればと思います。よろしくお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 三陸鉄道ですが、外部の有識者といいますか、コンサルですとか、アカデミックですとか、そういった機関を交えて現状分析と対策、検討するという理解でよろしかったですか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 専門家というところが、そういった分析も含めだと思えます。その中で、では三陸鉄道の現状において、今後どういうふうにしていったら効果が出るのかというようなのを、一緒に入って、我々も一緒に考えるというような形で、実際最終的にはどういった経営分析の中で今後はこういったところを、節約できるところがまだあるのかとか、こういったところに取り組んでいかなければならないという計画を立てるということになっておりました。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） これまでの協議、検討の体制では打開できない状況だというのが客観的な状況なのだと思うのです。ですので、違う枠組みで、例えば費用負担とか維持するための経費と収益の売上げのバランスが取れないという事実1点だけなので、それは鉄道という状況を維持するのか、例えば三陸縦貫道みたいなものを使って代替交通として考えていくのかといったようなことも含めて、そういったアイデアですとか知見が既存の関係者では出ないということで、外を期待するということになっていかないと、あくまでも実績のある方たちが取締役になって、責任を持った方たちが関与はしているのだと思うのですけれども、その経験と知見では打開できないと。いいとか悪いとかではなくて、そういう状況をどうするのかということなので、みんなで頑張って協議をし

て、何となく補填をし続けるということではないのだということが重要かなと思いますので、ご留意いただきたいという意見です。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 我々だけですと、やはりどうしても、今委員おっしゃったように、三陸縦貫道路ができて、そちらのほうも利用してお客さん呼び込んでこなければならぬ。あとバスのほうも、三陸鉄道と並行して県北バスさんにも走っていただいて、それもいろいろ補填しております。そういった状況の中で、全部を維持するということが出来れば、やはり困難な状況になってきていますので、我々もそういった意見を今回いろいろ出させていただいて、その中で外部から見た三陸鉄道というところで、ご意見をもらいながらということになると思います。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） エネルギーに関連すると申しましょうか、ここでお尋ねします。

小本川水系、かつて守る会というのもありました。あそこで今駒ヶ沢の堰堤から岩洞に水が行っています。それが大きなウエートを占めていまして、大部分が櫃取から行っている水であります。それで、全部あそこの水を岩洞にやっけていまして、水なし区間がありました。ちょっと長くなってすみません。それで、最近地域の方から、今年になりましたから水が流れていないぞと、どうなったのだということで、いろいろお聞きしました。それで、県の企業局、これは水を止めるときは役場に連絡が当然あってしかるべきでありますし、多分来ているのかなと思ひまして、政策推進課長にもお尋ねしました。その状況を聞いてから多分調査したかと思いますが、どうなったのかをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 櫃取の取水堰堤から岩洞湖のほうに取水しています。

大川のほうには流れてこなかった分が、魚道がありまして、それでそこを流して魚も上がれる、水も大川のほうに来るといような状況で設置してあります。

岩洞湖の工事がある際には、水量をちょっと落とさなければならぬということで、それで櫃取から取水している水を逆に大川のほうに流して、その間工事をするというのは情報としてあるのですけれども、今やっけていない状況の中で魚道を水が流れないとい

うのは、我々のほうにはそういった情報がなくて、実はそういったのがあるというお話の中で企業局のほうに伺いました。そうしたら、企業局のほうでは、一時期流量の調整を誤ったというか、それで魚道のほうを流さない時期があったということで、それについてはせんだって企業局のほうに申入れをしまして、今現在は魚道のほうを水が流れるような状況になっておりました。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） うっかりしてとか、ちょっと答弁はあれですけども、当時ずっと協議して、10年を超える協議をして、あそこの水なし川をなくしてしまして、そしてそれが魚の遡上にも、行き来も出ているわけですし、また水量についても、当時の国のガイドライン、何%だったか、3割だったかな、その分はいずれ流してほしいということで流してもらっています。

というふうなこと等々で、これは代々人が替わって、企業局のほうですよ、担当が替わって行って、もう連絡もなしに一方的に、ただそれも期間も1日か2日ではなくて、ずっとそこを止めるということは、これはあってはならないことだなと私は思っています、これについては、また魚道の関係含めて、あるいは東北電力の魚道等もありますけれども、それらも含めていろいろそういう状況は、そうならないようにやっていかなければならないというふうに思っておりますが、またその観点からはいかがでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 岩洞への取水の関係での魚道の水を流してもらうところについては、今回そういったことで、企業局と話した中でもそういった話はあったのですけれども、やっぱりそれは流すという約束の下にやっていますので、これは再度企業局のほうとも確認はしたいと思います。

あわせて、今回岩洞への取水の関係も、滝沢とか盛岡のほうの農地の関係で使うということの用途から始まっているのですけれども、国の事業も、多分農地がかなり少なくなっていますので、状況もまた変わってきていると思っていました。そういった中で、もう一回遡ってこういったのは精査しながら、機会あるごとに企業局ともそういった場を設けながらやっていきたいと思っております。

○委員長（早川ケン子君） 4番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 当時の国家プロジェクトと申しましょうか、リーディングプロジェクトでやった事業です。トンネルで、あっち、北上川の向こうに水をやりました。こっちのほうは水がなくなりましたというふうなことでして、やっぱりこれは、その時々では状況が変わっていくのもあるかと思imasので、また企業局に聞くなり、再度これらについては点検と申しましょうか、聞きながら対応して、当たっていかなければならないのかなと思っていました。

今はサクラマスが上がっています。そして、櫃取までも見えているという話もあります。多分行って、多分ではない、私は見ていないのであれですが、行っています。というふうなことでして、やっぱりそれが止まっては、いろんな面での影響がありますので、水も少なくなりますし。また聞きながら、これに私も対応していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。もしお答えありましたら、お願ひします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この案件につきましては、我々も水をやっぱり向こうに供給しているというのもございます。ただ、当時、昭和の初期の頃からのいろんな大規模な、とんでもない事業だったと思imas。その中で、岩泉町がどういった関わりで、どういったことになったかというあたりもひもときながら研究して、中にはちょっとデリケートな話もあるかと思imasので、その中でやはり時代も変わり、いろんな状況も変化している中で、では今後、岩泉町にとってどういったことがいいのか、これをちょっと研究したいと考えております。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） 企画費の地域おこし協力隊についてです。先ほども少し申し上げましたが、本町で様々な事業を行っていますけれども、そこを産業別にお伝えは、地域おこし協力隊についてはしているのだと思imasのですけれども、世代別にメリットのあるものもきちんと伝えられるようなですとか、外から見たときに分かりやすいホームページの構成にすべきかなというふうに思imasのですが、お考えをお聞かせください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上室長。

○委員長（早川ケン子君） 三上室長、どうぞ。

○政策推進室長（三上高人君） お答えいたします。

確かに今現在、町のホームページは、例えば農林水産業関係とか、あとは教育振興関係といった形の、いわゆる分野ごとに募集テーマを掲載させていただいております。今委員からご提案いただきました子育て世代とか、そういった方々にも平たく言えば刺さるような、そういったような募集の掲載の仕方もあるのではないかとのご意見だと思われましたので、そういったところにつきましても、町のホームページもそうなのですけれども、今有料サイトとかにも掲載しておりますので、場合によってはそういった有料サイトのほうにも掲載させていただいて、そちらで例えば子育て世代の方を特に募集したいですといったような形で、募集展開を切り出していただけるとも今検討しているところでございました。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） それでは、7目支所費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで7目を終わります。

12目小川地区複合施設整備事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで12目を終わります。

2項徴税費に入る前に、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。ここには、株式会社岩泉きのこ産業、株式会社岩泉総合観光も含まれます。質疑はありませんか。

12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 岩泉ホールディングスについてお伺いします。

過日株主総会が終わったようですが、監査役が欠員になっていたわけですが、新たに選任されたと思うのですが、どういう経歴の持ち主で、どういう方なのか、ご報告をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） それでは、監査役について、株主総会での議案の中身をちょっとご説明申し上げたいと思います。

1名欠員となっております、今回株主総会のほうで、お一人決定となっております。この方が近藤慎一郎氏という方で、経歴なのですけれども、現在はPwC Japan有限責任監査法人というところでお働きになっています。PwCというのは、世界的なそういった経営のコンサルティングをやっているところでございます。その方を今回新たに選任をお願いしております。この方については、当時、台風災害のときにも、岩泉ホールディングスの関係の経営でいろいろアドバイスをいただいたという方であるようにございます。今回選任をお願いしまして、3年間という任期の中でやっていただくということになっております。

もう一名は、これまでどおり三上潤さんのほうが対応するということになっておりまして、併せて今回ホールディングスのほうで、この監査役ということでお願いをしまして、それで子会社がきのこ産業、総合観光あるのですけれども、こちらのほうも一緒にいろんな指導をいただきたいということでお願いをしております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） 先般水工場の設備投資についてご説明をいただきました。現状は赤字ということでお話を伺っていましたが、ここまで人口が増えていて、世界で見れば水不足です。なおかつ、龍泉洞の水の内容を見ますと、よそにはない、カルシウムイオンの含有量が非常に高いという突出した特徴があつて、健康上のメリットも考えられるのではないかなというふうに思います。栄養補助食品ですか、というところまでいけるのかどうかは分かりませんが、そういったマーケティングも既存の体制でできなければ、今PwCのお話ありましたけれども、マーケティングを外部に委託して、どのような可能性があるのか探るといったような、そういう検討も必要かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回設備更新の関係は、これからの補助金申請になりますので、採択になれば着手してまいりたいと思います。それについては、せんだって

も皆様方からいろんなご意見いただきましたので、ホールディングスとは今後協議をしまいたいと思います。それについては、やはり売り先というところも、いろいろと今後また将来に向けてやっていかなければならないと思いますので、その中で今委員おっしゃったような水の成分であったり、どこにどういったブランド化してさらにやっていけるのか。世界のほうに輸出ができるのかどうかというのは、また大きい話にはなりませんけれども、いろんなことを検討していきたいと思います。これについては、ホールディングスのほうとも意見交換をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 動向を見れば、商機は必ずあるのではないかなというふうに思っているのですが、既存の取組で限界がある場合に、外の知恵を借りるということを積極的に進めていただければいいのかなというふうに思いますので、意見を付して終わります。

○委員長（早川ケン子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 席替えをお願いします。

2項徴税費、2目賦課徴収費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費に入ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

應家義政税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（應家義政君） それでは、ここで補正予算の新規事業等概要を説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。3款1項1目でございますが、事業名が定額減

税補足給付金事業でございます。目的としましては、定額減税をし切れなかった納税義務者に対して、給付金を支給するものでございます。

対象者につきましては、1月1日現在で岩泉町に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者ということで、今回町県民税につきましては納税義務者、それから扶養者で各1万円ずつです。納税義務者に扶養が2人あったとすれば、住民税で3万円の減税ということになります。それに加えて、所得税分、所得税のほうは1人当たり3万円ですけれども、これも控除し切れなかった分を今回一緒に交付するというものでございます。

給付金の額でございますけれども、所得税と住民税を合算しまして、1万円未満については全て切り上げるといった給付金の額となりますので、単位は1万円でございます。

事業費は7,397万7,000円を予定してございます。うち給付金が6,969万円、約1,700件分、これは見積りの段階では1,700人分ということで、ちょっと多めに予算見積りをさせていただいております。事務費としまして428万7,000円で、これは人件費、会計年度任用職員でございますけれども、それから消耗品、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料でございます。

給付のスケジュール（予定）でございますが、7月の中旬に支給案内、それから確認書を送付しまして、それを受理後、遅くとも7月の下旬ぐらいからは交付ができるように事務を執り進めていきたいと考えております。

事業費7,397万7,000円のうち、国庫補助金が全てということで、国費で賄うものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

3目老人福祉費。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2 目児童措置費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3 目児童福祉施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

休憩（午前 1 1 時 5 2 分）

再開（午後 1 時 3 0 分）

○委員長（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。16ページをお開きください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、質疑はありませんか。

7 番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 健康推進課ですよね。町民課でもいいのかな。健康保険証のことですが、国の方針では12月 2 日に現行の保険証を廃止するという形になっているのですが、本町としては夏の保険証の更新・切替えの時期にしっかりと切替えをして、1 年間有効だと。その間に全国的にどうなるか分からないけれどもということ、マイナ保険証に関しては全く何も決まっていないというのが実際のところなのでしょうか、どうなのでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤哲也町民課長、答弁願います。

○町民課長（佐藤哲也君） 保険証の関係につきましては、先ほどの条例の中でもお答えした部分もごさいますけれども、まず国において、12月 2 日以降、現行の保険証を廃止すると、そのようなご質問かなと思いますけれども、廃止という解釈が使えなくなると

ということではございませんので、各保険者において保険証の更新を12月1日までは行うことができるというものでございます。したがって、解釈が、12月2日以降廃止ということになって、使えないのかなというようなことも考えられる、そういうふうに思われるところもあろうかと思いますが、国からの通知はそのような形になっておりますので、本町といたしましては8月1日付で、有効期間1年間の保険証を今年度は発行するということとなります。したがって、国保、後期の被保険者の皆さんにおいては、来年の7月31日までは更新された新しい保険証を使用して、受診ができるということになります。

それで、有効期間が満了になりました以降につきましては、新たな更新は保険証はいたしませんので、マイナ保険証をお持ちの方であれば、そちらの保険証のほうに移行されていきますし、マイナ保険証をお持ちでない方については資格確認書というものを更新していくというような方向性といえますか、そういう部分までが国のほうからは現在示されております。

しかしながら、そういった中でいろいろ詳細な部分ということで、まだまだ各保険者からも質疑が上がっておりますので、そういった部分に対応する部分で細かいところといたしますか、詳細がまだはっきり国からも示されていない中で、今お話がある部分、私からは、それについてはスケジュール的にはおおむね決まっているところかなというところでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員、どうぞ。

○委員（林崎寛次郎君） 具体的なところは、まだ何も決まっていないと。そのところで、1年後の話になれば、マイナ保険証を持っていない方には身分証のようなものを交付すると。その交付するときに、申請されて交付するのかとか、申請しなくても町のほうで交付するとか、そういうふうな問題が出てくるわけで、そういう問題についてもいづれ全てはこれからだというふうに理解していいのかな。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤町民課長、どうぞ。

○町民課長（佐藤哲也君） 7番委員のほうから今ご質問のあった件、確かに資格確認証の交付に当たって、必要とする方が申請することになるのか、そうではなくて申請をしなくても、こちらのほうで情報をもって交付するのかなというところがまだ具体的

に示されていない状況でございます。そういったところが今後国のほうから示されてくるのかなという、大事な部分だというふうに認識しているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 保健衛生の関係で、口腔、歯科診療について伺います。

町内に町をはじめ民間の診療所が二、三あるときにはあまり感じなかったようですが、最近町民の歯の関係で、いわゆる患者ですが、1つの歯科医院に患者が集中して、なかなか思うような治療が、時間がかかったり、進まないというような話があるわけです。

そこで、こういうふうに1か月に1回とか2回ぐらいの診療しかできないような、非常に集中しているような状況が聞かれるのですが、この点については町として実情、実態を捉えているのかどうか、まずお伺いをします。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） 答えいたします。

委員ご質問の件でございますが、私どもも町内の歯科医院を利用しているところではございますけれども、委員がおっしゃられるような状況というのは、町民からの声は聞きしているところではございます。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） それで、唯一の診療車が町にはあって、いわゆる地域に、歯科医院がないところに展開して診療しているわけだ。この診療車は、年間のスケジュールはもう手いっぱいなのか。もし余裕があるのであれば、町内でも限定した日を定めてもらって、何とか歯科診療車でも診療できないのかなというような声もあるのですが、これについては対応はできそうなのか、現状では難しいのか、そこら辺の見解をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） それでは、まずその歯科診療車、現在の巡回の状況といたしましては、小本地区につきましては週1度程度、そしてその他の地区につきましては月に二、三日程度の巡回を行っております。それと、委員からのご指摘といたしますか、お話があったように、地域に歯科がないところに対しての巡回を今計画して配車しており

ますが、それともう一つ、制約といたしますか、条件として、既存の歯科医院から4キロ以内の範囲には巡回することができないというルールもありますので、そのような制約も受けた中であって、現在ほぼ年間を通しての巡回診療という形を取っておりますが、町内の歯科もやめたりというような状況があって、一部のお客さんが非常に受診、確かに待たなければならない状況もあるという状況もあろうかと思えます。

そこら辺は、そのような状況を踏まえて、何がこれからできるのかというところは、今までの配車計画なりの中で余地があるのか検討させていただいて、改善できる部分は改善をしながら、そういう受診を希望する方が長く待つことがないように、可能な限りの配慮といたしますか、そういうところに努めさせていただければなというふうに思います。

○委員長（早川ケン子君） 三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 唐突な質問で大変申し訳ないのですが、実態がそのようになっておりますので、これからの歯科医療を考える中でも、個人の開業医が増えればいいのですが、今の状態だと、町内の人口は減っても、いわゆる歯科診療、診療に行く数は一向に減らないような状況が考えられますので、ひとつ検討のほうを進めていただくようによろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2目予防費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。4目健康づくり推進費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

6目環境衛生費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

7目健康増進費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 2項清掃費、1目塵芥処理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3目農業振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

4目畜産業費に入ります。質疑はありませんか。

12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） ここでお伺いしますが、今回の議会でも同僚が質問した経緯があるのですが、いわゆる家畜に関わる獣医師の確保対策でございます。一にも二にも岩泉町の基幹産業、畜産、酪農が占める割合が非常に経済的にも大きいわけで、これからのホールディングスの在り方、あるいはまたふるさと納税の返礼品のものについても、乳牛なり短角なり、今までもこれからもですが、やはり牛の健康管理によって非常に良質なものが生産されると、貴重な材料だと思っております。そこで、やはり獣医師がいなければ、これからの数少ない経営者の方々も、何とか獣医師の確保というようなことを再三言っているのですが、令和3年から家畜診療所のほうも、なかなかこの地域に獣医師を向けられないというようなことでありますので。

そこで、時間はかかるのだと思うのですが、前にも話はしたのですが、いわゆる奨学生の条件です。これが人の医者の方にはあるらしいのですが、家畜等々の獣医師の奨学金制度はたしかないように伺ったのですが、この際、貸付制度、枠を広げて、獣医師も門戸を開いていただくようにできないものかということをお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 獣医師が、令和3年度から家畜診療所が廃止になって以来、開業獣医師のほうに今お願いをしている状況であり、先般も町内の家畜獣医師が体調を崩されて、ちょっと危機的な状況に陥ったところでございます。

ご質問のあった町の医療従事者の奨学金についてですけれども、これにつきましては町のほうでは今のところ考えてはございませんが、県、あとは国の制度におきまして獣医師の奨学金制度がございますので、町といたしましてはそちらを最大限活用いたして、獣医師の養成だったり、確保だったりに努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 話をお聞きますと、何となく他力本願といたしますか、ほかのほうにばかり力を借りるような、そういう受け取りしかできないわけですが、何とかこの岩泉、少なくとも田野畑管内まで含めた、やっぱり常駐してもらえるような獣医師を、私はこれからの岩泉の畜産、酪農を進展する中ではぜひとも必要であろうというふうな観点から質問しているわけです。

そこで、この間の答弁では、協力隊の中に何かそういう資格を持ったというか、そういうニュアンスのように聞いたのですが、何とか募集の中にもそういう、はっきりと獣医師とかというようなこともうたったり、それから時間はかかると思うのですが、やっぱりこの奨学金制度、町独自でも私は門戸を広げたほうがいいのではないかというふうに、そういう思いがするわけです。そういう中で何とか。

生命産業です。毎日のこと、これは生き物と関わっている生産者の方の悲痛な願いですが、やはり安心して健康な牛、そしてまた事故の場合にも対応していただけるような、そういう身近な獣医師がこの町の中に常駐していただけるような環境は、これからもぜひとも必要だと思うので、これはやっぱり中で十分に検討して、どのような方法ができるのか。共済組合だとか、県だとか、それも大事ですが、町としても真剣に自前の獣医を持つのだというような気持ちでひとつ取り組んでいくべきだと思うのですが、方向性について改めて伺います。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長、答弁願います。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 獣医師の必要性というのは、町のほうでも十分に理解

して、承知してございます。町内に現在開業獣医師さん、お二人おいでですが、この方たちも高齢になってきているところです。国、県の奨学金が現在ありますので、現状はちょっとそちらのほうを活用しながら、他力本願というのではなく、現在ある制度を活用して、獣医師の養成に努めてまいりたいと思いますし、町内に獣医師がいることによって、畜産、酪農家さんの安心感、あとは常日頃の経営のほうに寄与すると考えていますので、これからも町といたしましては獣医師の確保に努めてまいりたいと思います。

獣医師が不足しているというのは、岩泉町だけではなく、全県的な問題にもなっておりますので、いずれ県、あとは国も巻き込みながら、町のほうに獣医師のほうを誘致できるよう全力を尽くしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 関連してなのですが、岩泉ホールディングスさんが今日あるのも、岩泉ヨーグルトのおかげかなというふうに思いますと、株主への還元もそうですが、生産者への岩泉ホールディングスさんからの還元も重要な社会貢献活動として行われてしるべきかなというふうに考えているところですが、獣医師を例えば岩泉ホールディングスさんの役員として迎えるとか、そういったことも検討する可能性の余地があるのかどうか、お伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長、答弁願います。

○政策推進課長（佐々木 真君） ホールディングスのほうでも、この間の株主総会でもありましたが、いろいろ還元策という話も出ています。その中で、配当なのか、農家さんたちへのいろんな支援なのか、様々これからも考えていかなければならないと思うのですが、その一つとしていろんな方法があると思いますので、これは社長を含めホールディングスとも、今後事業協議をしてまいりたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） 新卒の方を町に獣医師として迎えた場合に、その方がいつまで仕事があるのか、農家さんというのは10年後、人口が半分になるといったような推計がある中で、来た方の人生も慎重に考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

一方で、公務員として獣医師になるよりも、民間に雇われたほうが、待遇がもし改善

できるのであれば、そちらのほうが……少ないパイの取り合いなのだと思うのです、獣医師というのは。小型動物のほうにどんどん人が流れていって、大型の家畜の診療をするという希望者自体が少ないという現状だと思いますので、ぜひご一考いただいて、いい結果が出ますように期待しております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これで4目を終わります。

5目基幹集落センター等運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

5款1項の審査が終了し、2項林業費に入る前に、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2項林業費、2目林業振興費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 7節の報償費で、有害鳥獣捕獲等報償費があります。近年ずっとこの報償費が増額傾向にあると思うのですが、これは上限を設けないでずっと続けるのかどうか、まずそこを確認します。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 有害鳥獣につきましては、町のほうでも3年間の計画を立てながら、報酬のほうも幾ら払うというのを決めて、現在捕獲のほうに当たっております。今年度が新たな3年度のスタートの年でありまして、今年度も1万6,000円で鹿、イノシシの捕獲をお願いしようとしているところでございます。

今現在は、年間2,500頭の鹿を想定しながら計画を策定中でございますけれども、せっかく今まで町費を投入しながら、有害捕獲という形でどんどん鹿、イノシシを、減少とまではいきませんが、食い止めてきているものと我々は思っておりますので、

これにつきましては引き続き手を緩めることなく、捕獲のほうに努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 捕獲頭数が増えるに当たりまして、鹿を見なくなってきたなどというところも聞いたりしていますので、ぜひこれからも課長おっしゃったように緩めることなく、そしてあとは農業者さんともいろんな意見交換しながら、あるいはハンターの方々ともいろんな情報交換しながら、岩泉町で何が必要なのかということのをこれからも精査して、ぜひこの事業は続けていってもらいたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 有害捕獲につきまして、常日頃猟友会の方たちとは意見交換をさせてもらってございますし、農業者の方たちとも機会あるごとにお話を伺ってございます。その際は、やはり防御するということをまず1つ強化していかなければならないと思いますし、あとはハンターさんにつきましても、地域おこし協力隊の方たちがハンターになってくれたりとか、ハンターさんたちの高齢化もありますけれども、そんなに実施隊員が減ってきているわけでもございませんので、いずれ町のほうといたしましても、皆様の要望を聞きながら、あとは猟友会の方たちが捕獲をしやすいような環境をつくりながら、手を緩めずまた捕獲のほうに努めてまいりたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） それと関連して、今度は熊のことでちょっとお伺いしたいのですが、国のほうでも環境省が指定管理鳥獣でしたか、そちらのほうにするべきだというふうな話で今進んでいると思います。そうすると、銃を使って捕獲、駆除できる範囲が、新聞にもありましたけれども、住宅地とか、あるいは建物内に入ったものに限って銃を使えるというような報道もありました。それを見たときに、岩泉町の実態を見ると、結局農地に入ってきて、農作物を荒らしている状況があります。あとはワサビとかもそうですけれども。その発見したときに銃を使えば、さらに被害の軽減になるかと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 山崎総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 山崎総括室長。

○農林水産課総括室長（山崎正道君） それでは、制度の前段も含めまして、細かく丁寧に答弁のほうさせていただきます。

まず、鳥獣捕獲でございますけれども、こちらは、全ての鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によりまして、原則禁止されております。これらが捕獲できる場合につきましては、許可を得た研究用の捕獲や狩猟、あとは農作物へのハクビシンなどの被害、タヌキなどの被害で、農業者自らが自分の土地で捕獲する場合、そして有害鳥獣捕獲になるのですが、こちらは鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律ということで、特別措置法で規定されているものになっております。その中で、有害捕獲につきましては、県が策定する鳥獣保護管理計画の範囲内で、先ほど課長が申しあげました町の被害防止計画を定め、そして鳥獣被害対策実施隊によりできるものということで規定されてございます。

そして、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシでそれぞれ対応が異なっておりまして、こちら県で先ほどの鳥獣保護管理計画の中で、ツキノワグマ管理計画、シカ管理計画、イノシシ管理計画をそれぞれ、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを計画期間として定めて対応することとしております。

ニホンジカ、イノシシにつきましては、農作物等の被害軽減を図るため、積極的に有害捕獲に取り組むものとしておりまして、県知事の許可が必要ですが、こちらの捕獲に関する許可権限が市町村長に移譲されておりまして、町では年間の捕獲頭数、相当数ですので、1,500頭とか、そういった頭数も年度当初に許可をして、有害鳥獣捕獲に取り組んでおります。そして、こちらツキノワグマと一番違うところは、被害がなくても捕獲可能というものがイノシシとニホンジカになっております。

一方で、ツキノワグマにつきましては、県の基本目標として、人とツキノワグマの緊張感ある共存関係を構築するために、人身被害の防止、農林業等被害の軽減、こちら人身被害は防止ですが、農林業につきましては被害の軽減という言葉をあえて使い分けております。そして、本県に生息するツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持、これらを目標としております。

また、捕獲については許可の要件もあり、田畑の場合につきましては、電気牧柵の予

防の対応を行ってもなお農作物の被害があった場合というふうに規定をしておりますので、ご質問のありました被害がある前に捕るというのは許可されておられません。

そして、住宅地の場合につきましては、敷地からおおむね30メートル以内に出没し、かつ原則追い払い等を実施してもなお出没する場合としておりまして、これらの場合、全て1件ごとに県に捕獲してもいいでしょうかという許可の申請をして、許可をいただくということになります。ただし、特例許可として、市町村長で許可できる枠を毎年いただいております、今年度は23頭分の許可があったところでございます。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 丁寧ありがとうございます。

前の定例会とかでの一般質問で、熊の被害ということで質問した議員も何人かいらっしゃいますし、実際被害があるのです、熊の場合。熊の場合というか、熊だけではなくてあるのですけれども、そうするとその対応としては、今私が話をした、環境省のほうでは住宅地とか建物内だったらいいですよというような感じの書き方とかしていましたので、実態に沿った被害の軽減策というか、そういったものもこれから町としても、農業従事者の方とお話をしたりとか、先ほどと同じような話になりますけれども、駆除する側の方とも話をして、一層の被害の軽減に努めたほうがいいのではないかという趣旨で話しましたので、ぜひそういったところはこの庁舎内でも検討しながら、県、国への要請もしていったほうがいいのではないかなという趣旨での質問でしたので、よろしくお願いたします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員のお話は十分分かりました。私どもも、今までも県のほうには県要望、もう何年も熊については被害が、最近本当にひどいのですけれども、前から被害のほうはございましたので、要望してございます。これからも引き続き強い要望をしてみたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 前の協力隊の方が開発した、わなで捕獲したものをカメラで見られるというようなものがリースでというような記事を読んだのですが、岩泉町として

はそれについては何か対応というか、していらっしゃるのでしょうか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 山崎総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 山崎総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（山崎正道君） ご質問のありました協力隊の方が開発しました、わなが閉まった際に、閉まれば自動で信号が発信されて、スマートフォン等で確認できるというものでございますが、こちらにつきましては今年度、宮古の振興局さんのほうで、その実効性について実験をしたいということで申出をいただいております、今年の4月に猟友会さんのほうにお話をしまして、猟友会さんのほうでも協力できるよということをお伺いしておりましたので、そういった結果を見ながら、町での活用も考えていくこととしております。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 過日、中家地区に熊が潜んでいたということで、周辺の方々は大変な思いをしたのだらうなと思うのですが、子供たちが通学だったり下校だったりするときに、あるいはスクールバスを降りてから、うちまで歩いていかなければならないようなときに、花巻市では子供たちに鈴を配付したというふうな情報がありました。岩泉町でも何らかの形で防止という、音を出すということは推奨しているので、農林水産課ではなくて教育委員会かもしれないけれども、何か考えたほうがいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 三上教育次長、答弁願います。

○教育次長（三上訓一君） 今鈴の、子供たちへの通学路での対応ということで、これは当然そういうことも考えながらですけども、今現在は学校のほうで、保護者さんとラインなりの連絡網を取っておりますので、先ほど質問があった中家地区の出没の事例も、警察からの一報を受けて、学校のほうで7時半頃には保護者に連絡をして、十分な対応を取っていただくような共有システムも設けておりますので、そういうふうな部分も含めまして、できるだけ予防できる対応は徹底していきたいなというふうに思っております。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） どこかで発生した通報があつてからでなくて、子供たちが平時、

突然熊が出てくるということも考えられるわけだから、常にランドセルとか何かにくっつけておけば、音が発生しているので、なかなか熊も出にくいだろうと。これは、未来を担う子供たちのためにもぜひ考えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（早川ケン子君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） そういう熊対策で、我々もできる部分というのは前向きに考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 熊の出没情報ですが、今ぴーちゃんて流してはいますけれども、ラインで何とかならないのかなと。八幡平市では、B e a r s（ベアーズ）何とかというアプリを、どこかで開発してもらったのかどうなのか、やって、どこに熊が今出ているよというのがラインに登録すれば分かる。岩泉町の公式ラインではないものを立ち上げたほうがいいのかなと思うのですが、そうすると、今現状では熊を見ても、ああ、いたねということで、役場に通報しない人も結構いると思うのです。なので、それを写真を撮ってラインで送ることで、位置情報もそのときにはどこでという話を皆さんにお願いをしておいてやれば、公式ラインに入ってきて、アプリ上でどこに入ったと地図に落とし込んでいくというような格好にすれば、見て、どこに熊が出ているのだなというのが分かると思うのですけれども、そういうのを開発していく、あるいは八幡平市を参考にして導入するつもりはないものなのでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ご提言いただきました内容につきましては、我々も熊の被害であったり、被害予防というのは十分行わなければならないというのは理解してございますので、先進の事例については勉強させていただきながら、町で何ができるかを考えさせていただきたいと思っております。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 何年か前に一般質問で熊のことを質問したことがあるのですが、そのときに熊の個体識別は、月の輪が1頭1頭違うということで、秋田県の事例で、餌をぶら下げて、熊がその餌を取ろうとして上がると写真を撮って、どういう個体があるのかというのを調査したことがあったようなのです。そういったこと

も含めて県に要請するのか、国に要請するのかですけれども、岩泉町にもかなり熊はいると思うので、あちこちにそういう仕掛けをして、どの程度、どういう熊がいるのか、同じ熊が来るのか、違う熊が来るのかとか、出没情報を、そういうソフトももしかしたら開発していけば、対策としてどうすればいいのかというのが見えてくると思うのですが、そこについては課長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ツキノワグマの月ですか、それがいいのか、あと指定管理鳥獣になりますので、そうすると県のほうで、また生息域の調査等々の部分にお金も下りてきます。そうすると、ヘアトラップ、遺伝子ですね、それによって個体の個数を調査することになってございますので、そういった調査も、県のほうでの管理計画をつくるための調査等も含めながら、我々も情報を仕入れたり、あとは町独自で月の輪を撮影して、個体調査というのをどの程度我々ができるのかというところも、難しい部分もあるところでございますので、そこは、管理計画につきましては県の情報を待ちながら、町のほうでもそういった情報を得ながら取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今のは、そういうこともあるそうなので、提案をしてもらったりして、独自でやるというのはかなり金もかかるだろうなと思うから、そういうのを岩泉町にやらせてくれと、金も出してくれというようなことで進めたらどうかなという思いでございましたので、よろしくをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これで2目を終わります。

3項水産業費、2目水産振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

席替え、どうぞ。

6款1項商工費、1目商工総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3目地場産業振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

4目観光施設費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 観光施設ということでお伺いします。

自己管理というか、危機管理というか、一般質問でも、この岩泉町にゴールデンウィークに2万人を超える人たちが一気に来ているというふうなときに、先ほど来お話しになっているような、例えば突如熊が現れるようなこととか、それから老朽化している栈橋の関係とか、それから交通渋滞の問題というふうな、観光施設に係る分ではありとあらゆる想定をした中での対応というのが必要になってくるかと思いますが、その点の検討内容等が十分なのかどうか、お伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木修二経済観光交流課長、答弁願います。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 観光施設全般の安全確保、危機管理の体制の対応についてでございますけれども、まず施設のほうにつきましては、現在施設のほうの管理をお任せしているところに日々点検等をしていただきながら、その状況を現地確認しながら施設の修繕なり、あるいは改修の対応という形で、施設のほうについてはそのような形を取らせていただいております。

龍泉洞の入洞者については、年間15万人以上、昨年度はございました。本年もゴールデンウィーク期間中は、連休の期間にあつては、予想を上回る入洞者があったところでございます。こちらのほうの危機管理の対応につきましては、龍泉洞事務所の所長を筆頭に園地を管理している方々、職員一同で、洞内のまず安全確保ということで、一定時間での巡回、そしてお客様の行動等を少し見ながら対応をさせていただいている状況でございます。

あと、入洞に際しましては、入洞券の購入の場所の混雑が想定される場合におきましては、窓口の方が案内業務に対応しながら、一定のコントロールをしながら、一定数以上の入洞者が洞内に入らないという対応を取っている状況にあるようでございます。

したがって、お客様のストレスの状況が高まらないような形で、まずは職員の対応をすべき、していこうというところで、一定の考えの下で取り組んでいただいている状況でございます。

あとは、御殿崎とか、そういうような施設のほうに、橋とかの老朽化部分につきましては、通行止めの措置を取りながら、施設のほうの撤去についても今年度実施していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今お話を伺うと、本当に徹底しているようなので安心しましたが、どんな状況が発生するか分かりませんので、いずれありとあらゆる場面を想定して対応していただきたいと思っていました。

委託は委託だと思うのですが、やっぱり町のほうの直接の管理というのにも必要になってくると思います。単純に龍泉洞のような場合に、切符を切る人は切符を切るだけというのに加えて、難しいかと思いますが、やっぱりその場所で入洞者の顔が見えますので、この人は顔色が悪いとか、何せ30度から10度に、20度の温度差があるようなところに入っていきますので、健康を害するというのも想定される内容がありますので、今のようなことで、あらゆる角度からのチェックを十分にさせていただくように、これはお願いしておきます。

質問を終わります。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ここで、ふれあいらんの再整備の件についてちょっと確認というか、お伺いします。

以前詳細までの説明がありましたけれども、その中で、入って行って駐車場のすぐのフリースペース、結構広いところ、前陸上競技場とかサッカー場があった場所なのですが、あそこの整備について、私は以前、芝生にして管理をする、そうするというんなものに使えるのではないかというような解釈をしていましたけれども、この間ちょっと情報をいただきまして、種子吹きつけによる緑化にするというような情報を聞きました。それはそれで間違いないでしょうか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 小成総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） ただいまの件につきましてですけれども、うちのほうで当初の設計といいますか、提案を求めたときには、あそこはフリースペースにするという段取りで動いていまして、それはそのとおりでございます。その工法につきましては、今の契約する時点では詳細設計が上がっていない状況ですので、その詳細設計によって、それこそ芝を張るのか、種子でいくのかというところが今出てきていまして、今種子の方向で動いていますが、何を植えるかとかというところまでは、まだ詰まっていない状況でございます。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） あそこ入って行って、すぐに見えるような場所ですし、私もちょっとだけ勉強したら、種子も様々な種類があるということですので、できた際にそこがフリースペースとして町民の皆様も、そして訪れるお客さんも楽しんで遊べるような、あとはきれいな状態を保てるような、そういったものにぜひしていただきたいと思っておりますので、その辺は業者さんのほうにもお伝えして、そういった整備のほう、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで換気のため2時35分まで休憩します。

休憩（午後 2時23分）

再開（午後 2時35分）

○委員長（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。18ページをお開きください。7款土木費、1項土木管理費、

1目土木総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2項道路橋梁費、2目道路維持費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 道路維持費の件でお伺いします。

この前報道を見たら、道路を維持するために、東北電力と連携をして、道路に覆いかぶさっている立木、特にも電線に絡むようなものについては、自治体と東北電力と連携して、停電になるおそれがあるような場合は伐採をするというふうな方向での記事を見ましたが、町ではそういうところを考えているところがあるかどうかをお願いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） お答えいたします。

岩泉町でも、我々も今まで道路パトロール等で危険な箇所、倒木しそうだとか、電線にかかっている箇所は、事前に電力さんに情報提供いたしまして、処理しているところでございます。

今回電力さんのほうでは、岩泉町にも、たまたまですけれども、今日、先ほど1時にこの件で協議に来ていただいたところございまして、倒木の危険な箇所や、大雪による倒木の危険箇所、また過去に倒木による停電があった箇所などを道路管理者と一緒に共同で事前防止しましょうという趣旨でございました。我々も伐採を当然事前にしまして、処理して、リスクの回避というのはとてもよいことだと思いますので、協定までというところではなくても、県の土木センターさんのほうもそういう事前処理というのを現在もしているようですので、我々も場所の選定だったり、計画をしながら、倒木による停電のリスク回避や、それに伴いまして孤立集落の軽減にもつながると思いますので、そこは町としても協力していきたいと考えております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 町でもそういう取組をさせていただいているというので、安心しました。

それで、その場合の経費負担というのは、町と電力であれば、支障があるのは電力さんのほうですから、そういうふうに一方的に持っていただけるかどうかというのはいか

がなものですか。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） そちらの経費につきましては、電力さんがやれる部分は枝のかかっている部分だけですよということで、それ以外については各自治体さんをお願いしたいというお話でしたので、それを一度電力さんがやった後、我々が乗り込んでやるのか、またはそれこそ負担金をうちが払うような形でやるのかというのは、今後の電力さんとの協議でということで話をいただいております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） もう一点ですが、権利関係で、結局民地同士であれば、木が覆いかぶさったときには隣の人が、うちに邪魔な木があるから切ってくださいと言えるかとは思いますが、公道の場合も同じようなシステムで、いずれ道路に覆いかぶさったものは、その木の所有者とか土地の権利者というふうに一方的に宣言して、伐採が利くかどうかといたら、いかがなものでしょうか。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） そちらにつきましては、現在のところ事例を聞きますと、各土木センターさんが、民地であれば、民地の方の持ち物ということで、許可を得ながら伐採しているということでございました。なので、全部根元から切るという場合には、我々もその地権者さんに確認して対応していきたいと思っております。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3目道路新設改良費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） それでは、新規事業等概要のほうを説明させていただきます。

4ページをお開き願います。説明資料になります。予算は7款2項3目、事業名、町

道中林線拡幅事業でございます。この町道の中林線の位置ですけれども、分庁舎北側の町道中家線の交差点から、こども園さんのほうに向かって行って、鼠入川線の交差点までの部分が中林線になるものでございます。

事業の目的ですけれども、一部分になります。道路拡幅によりまして視距の改善、急カーブの緩和を行うことで、車両及び歩行者の安全、安心な交通環境の整備を図るというものでございます。

事業の内容でございます。1番、整備概要といたしましては、(1)、用地測量調査、860平方メートル、(2)、用地取得面積、約200平方メートル、(3)、物件移転補償、庭木類で約60本の伐採、移転というふうになっております。(4)番、改良舗装工事として、60メートル、幅員を4.5メートルから6メートルに拡幅というふうな場所になります。一部拡幅と申し上げたのは、具体的な場所につきましては三陸北部森林管理署、営林署の方面のほうから分庁舎のほうに向かってまいりますと、90度に大きく曲がるカーブがございます。あそこの前後の60メートルの部分で道路を広げたり、カーブのところの幅員を広げたりということで、擦れ違いを容易にしたりというふうなものになっております。こちらのほうは、町民バスの路線バスの路線にもなっておりますので、あそこでよく交差するときに待機したりというふうなのがございまして、これの解消を図るといったものが目的になっております。

続けます。事業費でございます。全体で1,730万円で、(1)として委託料、これは用地測量ですけれども、300万円。(2)、土地購入費として280万円。(3)、物件移転補償費として100万円。(4)、工事請負費として1,050万円というふう考えております。

3番、スケジュール(予定)ですけれども、こちらのほう、用地測量調査、令和6年6月から同年6月となっておりますが、これ8月に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。用地測量調査につきましては、本年、6年6月から本年の8月までというふうになります。用地取得ですけれども、その後の部分で9月から10月までと。改良舗装工事につきましては、11月から年度末、令和7年3月までというふうな計画でおります。

事業費につきましては、地方債として1,730万円、過疎債を充当するというふうな予定でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

3目道路新設改良費に入ります。質疑はありませんか。

12番。

○委員（三田地泰正君） 今度土地の取得があるようですが、相手の数は何人ですか。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） お相手方は1名となります。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この路線のいわゆる町道に面した部分に建物があって、やはり相当視界が悪いのです。今回は、これは考えなかったのかどうか、その点についてお伺いします。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） あそこの交差点部の建物につきましても、私どもも通行しておりまして、まず視界、視距が悪いということで、今回の用地交渉の段階でも移設についてご協議をさせていただきました。ただ、今回ご協力いただく分は、その小屋の手前までということで、土地の分は協力して、広げてよいということでもございましたので、今回は土地の部分だけでございますけれども、引き続き今回を機会に交渉をこれからもしていきたいと思っております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連して、あそこの路線は、どうしても重機車庫の北側になって、冬場に少し凍結のおそれがあるという、その心配と、それからその下側には役場職員が止めている駐車場から、ぼんと角度がちょっと高い乗りつけで来るために、今回の工事をしながら精査をして、工事改良にはお金がかかると思うのですが、安全確保をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 除雪をつかさどる我々の路線、重機車庫の前で凍結で事

故があったというのは、これは大変恥ずかしい話になるかと思いますので、その辺の安全管理は、ほかの路線も含めて徹底していきたいなというふうに思っております。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ここで伺いますが、非常に関係者は関心が高いわけですが、川崎惣畑線道路、あれも進めることで、何回か地権者の方々への説明会があったのですが、その後なかなかされていないような声も聞くのですが、現在どのぐらいの工事に向けての進捗状況なのか、伺います。

○地域整備課長（日吉 理君） 中村総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 中村総括室長。

○地域整備課総括室長（中村 芳君） 川崎一惣畑間の道路検討につきましては、今年度地権者の相続調査、所有権の調査等を行う委託を4月に発注しました。現在進めております。それと一緒に、まず昨年度、道路の概略設計までなのですが、実施済みでございますので、その最適案を基に、ルートが影響して土地をご協力いただきたいという皆様に、今年の冬までに意向調査を全方々に当たりたいと思っています。なので、今年度地権者調査、地権者の皆さんへのご協力をお願いのほうを進めて、来年度以降につなげていければと考えているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

8款1項消防費、2目非常備消防費に入ります。質疑ございませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 毎年恒例の消防演習も近づいているわけですが、そこで小さな集落、行政区に入りますと、消防団員になる方がなかなか見つけれなくて、団の活動もこれから先どうなるかというふうな話がしょっちゅう聞かれるようになりました。

そこで、屯所があつて消防車を出動する場合には、消防団員が最低何人集合してからというのも決まりがあるだろうと思うのですが、やはりこれからの時代、消防団員になる年齢層がなかなか見つけれられないような状況は、減るよりは増えるような感じがして、見通しがなかなか立たない。それで、屯所はどうなるのだろうかというようなのが、地

元の声が聞こえるのです。

そこで、これから先を見通した消防行政の、消防団の在り方、屯所の在り方について、消防署としては何か将来に向けての検討なり計画がなされているのかどうか、お伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 山崎幸助消防防災課長、答弁願います。どうぞ。

○消防防災課長（山崎幸助君） 消防団員の新しく若者が入団するという状況は、これから先はかなり厳しい状況と私たちも認識しております。そこで、団長さんはじめ、こういった状況をどうしていくかということで、機会あるごとにお話はしておりますが、今の状況を保っていただいているのは、今の団員の方々の本当に郷土愛護でもっているようなものでして、本当に感謝の言葉しかないのですが、やはりあと数年すれば、間違いなく編成というのを考えなければならない時期が来るのではないかとということで、本団とともに認識はしております。

そこで、当面の方向ですけれども、人が少なくなっている班、そういったのは少しまとまっていたいて、そして幾らかでも団員の皆さんの負担を軽減すると。そして、屯所も環境をよくして、体調管理をしていただいて、無理をしない範囲で活動いただきたいと。

そして、その再編の時期というのがいついつということではないと思うのですが、やはり人口の関係ですとか、あと働く若者の人口の推移ですとか、そういったものでいろいろ判断いたしまして、あとは地域の皆様のご理解と、これを核にした上で進める必要があると思って、これは編成は大変難しい問題だと思っております。ですが、これに向けまして、去年あたりから各分団と意見交換してまいりまして、団長さんと一緒に状況をまず把握していこうと。そして、ほかの県内各市町村の団長さんとも交流があるようですので、その状況も団長さんは分かっておりますので、今やったらば、恐らくますます人が少なくなるだろうということのようですので、やはりそこらは慎重に、各分団の状況を常に把握しながら、連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

5目災害対策費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで5目を終わります。

席替え、お願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

4目へき地教育支援センター運営費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2項小学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2目教育振興費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3項中学校費、1目学校管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

4項社会教育費、3目芸術文化費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この芸術文化費でお伺いします。

先ほどお昼時間にテレビ放送がありました、10分ぐらいかな、15分ぐらいかな、歴史民俗資料館の内容でございました。あの放送を受けて、県内の皆様の反応、歴史民俗資料館に向けた視線はどういうふうを受け止めているか、お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） テレビ岩手のほうで、民俗資料館のほうを放映されました。

4月21日の開館以降、町内の方を中心に、実は町外の方、特に5月の連休は県外の方も来て、観覧いただいておりますというふうな状況にあります。

さきの放映後の町外からの入館者ということですが、一定数は確保というか、来ていただいているのかなというふうに思っておりますし、実は今度はテレビ朝日さんのほうの番組でも資料館が一部放映されるということで、こちらはぴーちゃんねっこのほうで周知のほうをしていきたいと思っております。また、今月には、三陸ジオパークのほうの事業でも、資料館のほうにもおいでいただくことで計画しております。

ぜひ町内の方もですが、町外の方からも来てもらえるような営業戦略も含めながら、ぜひ豊富な資料を見てもらえるような運動を進めていきたいと思っております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私も放映を見ながら、自分の目で見たのと、それから放映で見たのでは結構やっぱり、テレビカメラの目線もよかったり、内容がいいからでしょうけれども、ああいうのに乗って、今お話しのように、次はテレビ朝日とか、次はどこといったような、マスコミも結構取り上げてくれるけれども、立ち上がりが一番いいかと思えますので、ここに協力を得ながら発信をしていただければと思いますので、そういうところで頑張っていただきたいと思えます。

終わります。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） なしと認めます。

5項保健体育費、2目体育施設費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3目学校給食費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

これで歳出の審査を終わります。

これから、歳入に入ります。9ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫

負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

2項国庫補助金、質疑はありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ここで定額減税の件についてちょっとお伺いしますけれども、先ほども新規事業でありました。定額減税、これ国でやるものなのですが、そのシステムの移行だったりとか、事務作業が多くなるということで、恐らく町内の中小企業、零細企業さんのほうでも四苦八苦している事業者があるかと聞いておりますけれども、その辺の把握はしていますでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 應家義政会計管理者。

○会計管理者兼税務出納課長（應家義政君） 定額減税の事務については、本当に通常ではないような事務が発生してまいります。税務署のほうで、その事務についての説明会も幾度となく開催をしております、事業所のほうからは大変だなといった声はお聞きしているということでございます。ただ、何せ決まったことなので、何とか事業所の方々には頑張っていただきたいなと思っております。税務署のほうでも、事務の流れにつきましては、照会があれば随時回答していくというようなお話をしておりました。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） これは、全国的にそういうような状況だということで、報道もなされています。税務署はもちろんだと思っておりますけれども、例えば商工会とか、あるいは役場の窓口でも、そういった困っていますというふうな声には対応はいただけるのでしょうか。その辺1点お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 應家義政税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（應家義政君） 対応、お答えできる部分とか、ご指導できる部分、協力できる部分についてはサポートをしてみたいと思っておりますが、基本的には国税でございまして、先ほどの説明の中でも話をしたとおり、国税で、本来であれば引き切れない部分は国税がやるべきところを、うちのほうで対応しているよう

な状況でもございまして、結構減税のほうは、住民税は今もう発付すれば終わりなのですけれども、その後の給付のほうが住民税と国税の部分を一気にやりますので、大変な作業を残しているところがございます。

また、住民税については、令和5年分の所得ベースで給付しますので、確定の部分で給付しますが、所得税については6年度、これからの部分を5年度の所得で想定して給付していくという、また難しい部分もございますので、その事務の流れの中で対応できる部分については対応していきたいなと考えております。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

15款県支出金、1項県負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

2項県補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2項基金繰入金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、4項雑入、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここの雑入でお伺いします。

新型コロナウイルスの関係ですが、これは雑入だけということで、受益者負担というか、ワクチンを受ける方々だけの歳入なのか、いかがですか。

○委員長（早川ケン子君） 三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

この20款4項4目2節雑入に2,083万3,000円の歳入ですけれども、これは受診見込み者を2,510人と見込みまして、1人当たり8,300円の助成金をいただけるというところでの計上で、接種見込み者ということで歳入を見込んでいただいております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、2,510人に8,300円の雑入ですが、その交付元というかは、どちらから交付していただけるのか、お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三浦課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） 失礼しました。8,300円というのは、1人当たりの助成額というところございまして、接種料につきまして、当初国では7,000円程度というところで見込んでおったのですが、蓋を開けてみますと、現実的に1万5,300円程度の接種料が1人当たりかかるというところございました。そのため国のほうでは、国の基金の管理団体、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターというところから、1人当たり、そのあふれた分の当初見込んだ差額、8,300円程度を助成するというふうな形で、高齢者の定期接種へ向けての助成制度、枠組みをつくって、こういう形で、当初見込んでいたのより大幅に増加した接種料金に対して、1人当たり8,300円を助成するというところで、歳入は国庫ではなく、雑収入のほうで見込んでいただいております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 確認をします。そうすると、1万5,300円かかるけれども、開発支援センターなりからの8,300円、残った7,000円は個人負担ということですね。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

接種料7,000円というところが差額で出てくるところでございますが、今現在はインフルエンザワクチンと同じような形で、接種費用の一部を助成する方向で考えておりまして、その割合は約7割程度というところの方針を定めておりまして、7,000円分の大体4,000円を町からのほうの助成としたいなと今取り進めているところで、そうしますと接種に自己負担というところであれば、3,000円というところを実施していきたいなと今現在考えているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、この人は課税、非課税なり、それから成年、高齢者
かかわらず、1人当たり3,000円の、このワクチンについては負担が生じますというふう
に認識していればいいかどうか、確認をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

この新型コロナは、2類から5類に変わって、定期予防接種に位置づけられました。
そうしますと、定期になれば、その定期予防接種で対象者というのを決めなければなら
ないので、今回は65歳以上、プラス基礎疾患がある方というふうな形で、インフルエン
ザと枠組みが同じような形で、新型コロナも同じような形の枠組みになってございます。
というところで、基本的には任意接種分の65歳以上あるいは60歳からの基礎疾患をお持
ちの方というところが対象になってくるというところでございます。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで4項雑入を終わります。

21款1項町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで1項町債は終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、債務負担行為補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はあ
りませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。これで第2表、債務負担行為補正を終
わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませ
んか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第5号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（早川ケン子君） 議案第5号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第5号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、事業勘定及び診療施設勘定ともに、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当を支給するための予算を計上したところでございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと存じます。7ページ、1款1項1目一般管理費、3節で会計年度任用職員勤勉手当14万4,000円を追加しております。

歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。5款1項1目一般会計繰入金で14万4,000円の増額計上をお願いするものでございます。

以上が事業勘定でございます。

続きまして、診療施設勘定になります。14ページを御覧いただきたいと存じます。14ページ、1款1項1目一般管理費、3節で会計年度任用職員勤勉手当43万5,000円を追加しております。

歳入でございますが、前のページ、13ページにお戻り願います。3款1項1目一般会計繰入金で43万5,000円の増額計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出一括、歳入一括で、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は、先に事業勘定を歳出一括、歳入一括で、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。なければ、これで事業勘定の歳出は終わります。

次に、事業勘定の歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑はありますか。事業勘定の歳入も一括審査です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） なければ、これで事業勘定の歳入を終わります。

次に、診療施設勘定の歳出の質疑を行います。14ページです。質疑はありますか。診療施設勘定の歳出は一括審査です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。なければ、これで診療施設勘定の歳出を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入の質疑を行います。13ページです。質疑はありませんか。
診療施設勘定の歳入も一括審査です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） なければ、これで診療施設勘定の歳入を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（早川ケン子君） 議案第6号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第6号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当を支給するための予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。7ページを御覧願います。7ページ、1款3項2目認定調査等費から次のページ、3款3項1目包括的支援事業費まで、会計年度任用職員勤勉手当を総額で57万6,000円追加してございます。

次に、歳入でございしますが、6ページにお戻り願います。6款1項1目一般会計繰入金で53万2,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、事業勘定について、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定について、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7、8ページです。質疑はありませんか。8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この認定審査会に関連してお伺いしますが、ふれんどり一なり、今の福祉事業所の中で、介護認定をするケアマネさんの活動で、聞くところによれば、ふれんどり一自体でケアマネさんが介護認定をする事務というか、作業というか、そういうのを撤退するかというふうなことも伺ったりするのですが、そういう情報が担当課のほうに入っているのかどうかお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

委員ご質問の件でございますが、まず介護認定という件でございますけれども、介護認定は、当町の場合は宮古地区の介護認定審査会にお願いしてございます。というのがまず1点目になります。

ご質問の核心の部分だと思いますが、町内の事業所、ふれんどり一岩泉さんの件でございますが、私どもが知り得る範囲ですと、第9期介護保険計画をつくるに当たりましては、町内の介護事業所のご協力を得ながら作成したところではあるのですが、ふれんどり一岩泉さんのほうから、3月の末にちょっと事業の縮小を検討しているというふうなお話は伺ってございました。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのように事業を縮小したときに、そうするとそれに関わってい

る、その人たちにお世話になっている通所者とか、そういう方々に支障が出てくると思うのです。そういう事業が縮小されれば、ふれんどりーさんではなくて、どこに面倒見てもらえばいいかというふうなことなので、今日の場合は唐突なので、今後の対応を、ふれんどりーで見てもらっている、20人なのか、30人なのか分かりませんが、その人たちが引き続きそういう介護サービスを受けられる方向で、生活ができるような形での検討をぜひ進めていただきたいということでございますので。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

町といたしましても、いわゆる介護難民的な状況は避けたいと考えてございます。ふれんどりーさんからそのようなお話を受けた後、地域ケア会議という部分で、町内の主要な介護事業所さんと連携を図りながら、何とかその部分をみんなで補完できないかというふうなことで、連携の会議を2回ほど持って、何とかその部分を町全体の介護資源を最大限活用して補えないかというふうなことで、委員ご指摘のケアマネジャーの不足分等々を、ふれんどりーさんの穴埋めを町全体でやっていきたいと思います。この連携会議は持って、何とかそこを町全体でクリアして、第9期介護計画を無事計画どおりに進めたいなというところでは考えているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。なければ、これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。なければ、これで歳入を終わります。

これで議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替え、お願いします。

◎議案第7号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（早川ケン子君） 議案第7号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第7号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員の勤 hands 手当を支給するための予算を計上したほか、観光施設管理に係る追加の予算をお願いしておるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと存じます。7ページ、1款1項1目一般管理費、14節で御殿崎自然休養林施設等撤去工事274万2,000円を追加しております。これは、老朽化により危険となっている御殿崎自然休養林内の橋や擬木等を撤去するものでございます。

同じく2目龍泉洞管理費、12節で調査設計委託料108万9,000円を追加しております。これは、洞内電気設備について、増水時の対策等を調査設計するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。5款1項1目一般会計繰入金で、449万2,000円の増額計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査をすることに決定しました。

次に、歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 工事請負費でお伺いします。

橋を撤去した場合、そこはちょっと谷になるわけですが、もう行ったり来たりができなくて、通行止めにするのか、代わるものができるのかといったらいかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 小成総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

御殿崎の橋の撤去ですけれども、橋に下りていく手前の階段がございまして、階段から今崩れている状況になっておりまして、そこから全部一旦撤去させていただきます。上のところでといいますか、下りる手前のところで通行止めといいますか、行けなくなるような予定をしております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときに、そこで通行止めになれば、向こうにも階段があつて、海側に行くようになっていきますよね。そここのところはどうかお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 小成健総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回の撤去の概要ですけれども、その手前の階段から、橋から、遊歩道から、あともっとございまして、御殿崎の展望台まで含めて全てのエリアのといいますか、構築物の撤去含みの工事になっております。

その後の予定でございまして、一旦この部分に関して、今釣りの人たちとか、危険なエリアになっているのですが、勝手に入っているような状況もございまして、あと展望台の部分に関しましても、森林管理署のほうから、下側といいますか、海側が崩

れて、えぐれている状況になっていて、危険だという指摘されていて、一旦そこは全部撤去させていただく。その後、そのエリアに関しては、国のほうから借りていますので、お返しするような手続を踏ませていただくというような段取りで今考えております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのときに、御殿崎自然休養施設という名前がついているわけですが、この名前は残るのか、もう今回撤去してしまうのか、その点はいかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 小成総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） お答えします。

今回撤去する施設以外に、この御殿崎自然休養林のパークゴルフをやっているエリアといえますか、あとトレイルのルートになったりとかというのもございますので、この名前そのものは生かしていくことになると思います。中身に関しては、変更されるかもしれません。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 一般質問に関連して、ここで質問させていただきます。

質疑の中でちょっと行き違いがいろいろありましたけれども、受入れ環境を整備して、足りないのがやっぱり、観光関係含めて、早坂含めてですが、いかに覚えてもらうか、知られるか。そのためにはいろんな方法があるかと思えますけれども、その一つとしての交流サイト、SNSは、これは今大事なのかなと思えます。それで、この前再質問で取り上げました。

早坂高原の公式アカウント、今見ますと公式チャンネルでユーチューブのちょっと古いのが流れていたりしますけれども、それも使いながらかと思えますが、この仕組みをまず立ち上げるというか、やって、アカウントを上げて知らせる、そしてこっちの情報発信をするということだろうと思えますが、再度ここでご答弁いただければなと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 早坂の情報発信としてのSNSについてでござい

ますけれども、公式アカウントの取得については今後の課題として捉えていきたいなというふうに思っています。しかしながら、現在の情報発信をどうやっていくかという点につきましては、経済観光交流課の職員のほうでSNSを活用しての情報発信に努めていきたいなというふうに思っています。早坂の地理的状況もございまして、今後通信環境の整備が変更になる可能性があるというところもございまして、公式アカウントの取得については、そこら辺を踏まえながら、研究のほうをしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（早川ケン子君） はい、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 公式、まだするかどうかもありますけれども、立ち上げてやっていく、担当が今いますので、やるということでもありますから、その方法はいろいろ、ビクターセンターに頼んでいる方もいますので、そうしますとそこをスマホで撮ってもらって、町のほうにそれをもらうとか、あるいは送ってもらうとか、いろいろできるかと思えます。そんなに面倒なことではないのかなと思っておりますが、ぜひご検討いただければと思います。再度いかがでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 情報発信の詳細、手段につきましては、まだ固め切れないという要素もございまして、早坂で勤務されております、日々活動されております方々、あるいは関係機関の皆さんともちょっと意見交換をしながら、ベストな方法を考えていきたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 4番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。

それからあと、受入れ環境の整備のところ、小さい、細かいことではありましたが、エリアもいいところありますので、あるいは牧野のほうの南側のツツジとか、あるいは北側のノハナショウブとか、その途中のところも含めての整備を、手をつけたほうがいいのではないかといいましたが、そこはエリアに入っていないというご答弁でありました。今までもやっているようでありますし、途中でというか、それなりに見ながらやっぱりやってほしいなと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 西間観光交流室長。

○委員長（早川ケン子君） 西間観光交流室長。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

早坂高原の観光施設の修景作業でございますけれども、委員ご指摘のとおり、ツツジ群生地であったり、アヤメ群生地については、毎年整備をしている状況でございます。昨年度は早坂高原分については4回、一昨年度が5回というふうな格好で定期的に整備しておりまして、大体1回当たり2ヘクタール前後の範囲で修景作業をしておりまして、その範囲につきましては管理人と相談しながら進めている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 4番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 本会議でのご答弁では、やらないというご答弁でありましたので、今再度お聞きしました。やっているということでありまして、今後も考えるという趣旨かなと思っておりました。

それで、あとトイレの関係ですけれども、確かにあれは整備とか何かではなくて、今ビジターセンターとしている、前から使っている食堂も兼ねての施設等があります。建物を造るというのはあまり私も好きではないのでありますが、もし改修等をやるのであれば、そっちのビジターセンター、今のところを含めて、トイレも小さくて、少なくないかなと思いますので、これは今すぐの話ではないわけですが、その改修が前予算に出ておりましたので、これらについても検討するに当たってはその施設も含めてやってはどうかと思いますが、これについてはいかがですか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） トイレのほうの改修に関する件でございますけれども、委員ご提言のございましたビジターセンターの改修も含めまして、当局のほうでもいろいろと考えてはございます。岩手県の県立自然公園でもございますので、県との情報交換もしながら、どういった形がよいのかというのを先を見ながら考えていきたいなというところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 4番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） よろしくどうぞお願いします。

最後に、今公園協会、蕎麦街道をやっているまして、何か好評だとも聞いております。

この前、私、唐突的ではありましたが、牛追いの道トレイルを提案というか、挙げました。これも含めて、活用の可能性も調査研究するということではありますが、確かに調査は必要であります、これについても進めていただければなと思ひまして、これも検討していただくということをお願いしまして終わります。ありがとうございました。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 南部牛追唄の東京大会、関東予選が予定されていますけれども、岩手県内を見ると7月28日の外山節大会、8月4日の南部よしゃれ大会、9月の南部木挽唄全国大会と準備が始まっているのですが、今しゃべった3つも全国を相手にしてやっています。南部牛追唄の関東予選、昭島の大会の準備の状況はどのようになっているのでしょうか。お願いします。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 西間観光交流室長。

○委員長（早川ケン子君） 西間観光交流室長、どうぞ。

○観光交流室長（西間太輝君） 答えいたします。

昭島で開催される関東予選でございますけれども、今会場の調整も済みまして、昭島市さんとさらに調整を進めております。ポスター等の作成もしまして、今後募集をかける予定になっております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） ということは、今現在はまだ募集はかけていないということですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 西間観光交流室長。

○委員長（早川ケン子君） 西間観光交流室長。

○観光交流室長（西間太輝君） 委員ご指摘のとおり、これから募集をかける予定でございます。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） その際に、経済観光交流課が一人で頑張ると、そういうふうな形ですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 西間観光交流室長。

○委員長（早川ケン子君） 西間観光交流室長。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

実行委員会のほうで予算を取っております、関東予選の分の予算を活用して実施するものでございます。なお、審査につきましては、民謡協会さんのご協力も得ながら進めていく予定で考えております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 実行委員会ということになると、岩泉でやる大会の実行委員会のことですか。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 西間観光交流室長。

○委員長（早川ケン子君） 西間観光交流室長。

○観光交流室長（西間太輝君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、岩泉町で開催される南部牛追唄全国大会の実行委員会の予算の中に、今年度は関東予選分の予算も設けまして、そちらを執行する予定でございます。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 予算は組んだようなのですが、会合なんかも開いていますか。準備のための会議。何回か開いたのかな。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 小成総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 小成総括室長。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） 今回の関東予選ですけれども、今までやっているといいますか、本戦とは別に動いていまして、本戦は本戦で今までどおりの岩泉の分は準備をさせていただいています。関東のほうは関東のほうで、昭島市役所のご協力をいただきまして、民謡協会のご協力もいただいて準備をしているような状況になっております。準備から当日の運営まで昭島市の協力をいただいて、うちと一緒に実施するような動きを今しております。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 分かりました。昭島市が頑張っている、そう理解していいのかな。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 関東予選のほうは、関東という遠い地でございますので、昭島市さんの絶大な協力をいただきながら、直接行ってという形の打合せはまだこれからするところでございますけれども、電話でのやり取りですとか、いろんな件につきましては、昭島市さんの各部署のほうの協力をいただきながら進めているというところがございます。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） ありがとうございます。南部牛追唄の愛好家にとっては、全国大会が2つあることになりますので、すごくうれしいことだと思います。そうは言っても、やっぱり岩泉のほうでも支援を怠らないで頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 10番、どうぞ。三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 経済観光交流課の皆さん、何とか頑張ってくださいという意味で私は質問したいと思います。ということは、かなり岩泉町には観光地もあるということで、いろんなものが、西は早坂高原、あとは南は大川の七滝、あそこも公園になっているわけだと思いますけれども、そしてあとは北には、この岩泉のすぐ隣の龍泉洞、それから安家の鍾乳洞という、大変すばらしいものがあって、そして東には熊の鼻展望台という施設があります。ただ、これは、今考えると、学校が私は頭に浮かぶのです。力がもう入っていないのです。特にコロナが発生してからは、本当に規模を縮小して、ほとんどやっていないような格好なのです。やっているのは龍泉洞ぐらいだと私は認識しています、今現在。

ですから、これを、先ほども言ったとおり、御殿崎も橋を、あそこは国の財産のところを借りてやっていたわけです。展望台もあったというのは、半分私も忘れておりました。あれは、木でやって、これはもう駄目だ、すぐ駄目になるよということは認識していましたので、今度橋を撤去して、もう何もやる考えはないような答弁をいただきました。ただ、あそこら辺の大牛内地区の人たちは、あそこは自分たちでやって、自分たちで刈り払いもして、ポールみたいなのを打ってやって、あれはこの岩泉町内からも、あとはよその近隣の町村からも来て、一緒になってやっています。それをもう少し東西南

北、これに力を入れていかないと、岩泉町は本当に縮んでいくだけだと思います。

そして、今経済観光交流課の人たちが力を入れているのは、乙茂のふれあいランドを、今まであった施設を縮小して、我々も気持ちを、少し残念に思って、陸上競技場もあったわけなのです。それも経費がかかるとか、いろんなことで縮小して、今度やるということで力を入れるようでございます。それだけでなく、もっと広く岩泉町全体を考えた、先ほど言った西、東、北、南を何とか、各地区にまだ人間が住んでいるのです。今熊に占領されるような地域になりましたが、何とかもう少し力を入れてください。これは、答弁は要りません。町長を中心に頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） なければ、これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑はありませんか。歳入も一括審査です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑がなければ、これで歳入を終わります。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（早川ケン子君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時52分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和6年第2回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

早 川 ケ ン 子
